

会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第4回自治基本条例づくり検討会議																		
日 時	平成19年1月23日(火) 19時00分～21時20分																		
場 所	役場審議室																		
出席者	検討会議委員 出席5名																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> <th>氏 名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡本康裕</td> <td></td> <td>大内和行</td> <td></td> <td>板垣貴子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡辺雄介</td> <td>欠</td> <td>瀬川英樹</td> <td></td> <td>大石理香子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡本康裕		大内和行		板垣貴子		渡辺雄介	欠	瀬川英樹		大石理香子	
	氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠													
	岡本康裕		大内和行		板垣貴子														
渡辺雄介	欠	瀬川英樹		大石理香子															
事務局：北川行政改革推進事務局長、坂弥行政改革推進班主幹、谷口主査																			
内 容	<p>開会： 北川事務局長 あいさつ</p> <p>岡本代表： 富良野市から「情報共有と市民参加のルール条例」について説明を受け、委員皆さんから質問を出していただき、意見交換していきたいのでよろしく願います。会議の終了は21時を予定したい。</p> <p>1 自治基本条例づくりについて (1)「富良野市情報共有と市民参加のルール条例」について 事務局： 講師2名(富良野市 佐竹係長、西野係長)を紹介。 講師： (資料を参考に)条例制定に至る経過などについて西野係長から、条例の運用状況について佐竹係長から説明する。 講師(西野)： 条例を考えるきっかけとして、平成13年頃に職員有志でまちづくりの議論を進め、協働・土壌・行政評価の3つの部会を設け、1年間議論を行い、まちづくり条例の制定を市に提言した。当時の市長の公約もあり、平成14年6月頃から職員で研究にあたり、先進地の二セコ町に視察を行う中、討議を深めた。平成15年5月に市民による研究会を設置(委員9名は全て公募)、以降の取組みは資料のとおり。</p> <p>市民研究会では、行政に対する不満や課題が示され、それを分類し何が原因か課題解決は何かを論議した。大型事業が進められる中、行政の進め方は不透明との意見や、行政の出す情報は市民に分かりづらいといった意見など、論議の末まちづくりの目標に掲げたのが「住んでいて良かったと思えるまちづくり」。</p> <p>「行政の持つ情報は市民のもの」という観点から、情報の公開を進め、市民の立場にたった提供を行うことで、情報の共有を図ることとした。まちづくり条例の制定を目指していたが、行政と市民がともに実践していくことの積み重ねが重要と市民研究会から提言を受け、現在の参加条例に至っている。</p>																		

条例制定には議会との調整に時間がかかった。(検討経過資料のとおり)

市民研究会の提言を受け、「ヘーソーなんだ」の作成、行政用語の見直し、庁議の記録の公開等に取り組んできている。

講師(佐竹): 昨年6月から現職。情報発信として、現在、市民講座に力を入れている。市民の利用は福祉関係が多い。この条例が出来たことで、仕事の進め方は、議会に対応した事務スケジュールから、ルール条例に対応する事務スケジュールに変わり、手続のため3ヶ月前に公表するよう早い準備が必要となった。事務的に慣れるまで、職員に負担感があった。

従来、反映されなかった市民意見が取り入れられている。市民意見の反映の例として、敬老祝金は廃止から半分へ変更となった。市民プールの休止では、市民から署名行動が行われるなど、市民への情報提供の仕方が課題となった。

担当としては、パブリックコメントが必要かどうかの事案判断や、ルール条例に基づいた手続を指導する難しさがある。今後、職員の説明力を高めることに力を入れていきたい。

(2) 質疑応答・意見交換

Q: 手続の結果をどう評価しているか。

A: 昨年6月に制度調査審議会が開催され、手続の評価が行われている(平成17年度の手続実施結果を提出)。実施された手続が妥当だったのか、いろんな手続を取らなかった理由などの聞き取りが行われる。この審議会は市の審議会の中では唯一、条例の改廃などを議会提案出来るようになっている。(審議会でのこのような実例は不明)

ルール条例に基づく手続に対して、市民意見の多い、少ないはある。考え方として、市民意見が多ければ市の担当が十分説明していると取れるし、意見が少なければ説明しているが、市民の関心が無いとも取れる。条例化1年目として、この意味からも、もう少し件数が多いほうが良かった。

ルール条例の手続は、首長として武器になると思う。議会に対して、意見が無ければ市民は容認していると言うことも出来る。実態としてそのような説明はしていないが、議会も懸念している点である。

Q: 意見を提出する手続(パブリックコメント)や出前講座は上富良野にもあるが、富良野市のように一体的な情報開示に繋がっていないと感じるが。

A: 協働条例やルール条例が無くても、各自治体では通常何らかのことをしていると思う。そのようなルールを決めているかどうかだと思ふ。対象事案があっても各セクションの考え方によって、対象としないことも可能。どんな手続を選択するか、判断にバラツキが考えられる。ルール条例では、手続やその対象を決定し、職員による取扱いのバラツキをなくすこともある。

Q: 手続の実施は誰が判断するのか、それを明確にするのが条例なのか。

A: 例として、ゴミ料金の値上げを行うことの手続には、「良い意見は出てこないと思ふし、手続は踏みたくない」というのが行政側の考え方。「行政側は説明

を行い、しっかり手続を踏むことをしなさい」というのがルール条例。しっかり情報を住民に説明するということは、なぜ料金を上げるのか、その理由と根拠をはっきりさせること。結果として、行政の都合を排除することにもなる。

手続の第1号は国保の値上げで、意見の予想からも、担当者としては当初手続に反対で、手続期間の1ヶ月は重い気持ちだった。結果として意見は無く、料金改定の説明が理解されたとホッとした。

Q：（昨年）市長が交代したが何か変化はあったか。

A： 条例として特に変化は無い。市長の交代で条例は影響されない。前市長が推進していたが、現市長の公約にも情報開示と住民対話が入っている。

パブコメの市民周知に12月広報誌で20ページのうち6ページを割いていた。ルール条例上はホームページを優先することから、広報の有効活用として、1月広報から6ページを2ページに変更した。情報量は同じで字体を小さくした。

Q： パブコメは各年齢層が参加しているかどうか。インターネットの活用は、高齢者にどうか。

A： パブコメは意見提出の多い方も見受けられるが、年齢層の偏りは感じられない。インターネットの活用や広報誌を見やすくするなど、情報提供に試行錯誤している。パブコメはホームページの人気ベスト3に入っている。

敬老祝金はお年寄りに関心の高い問題で、市民意見交換会で意見が出されるが、参加できなかった人はパブコメで意見が言える機会がある。様々な課題や意見は、通常、市担当者との対話の中で解決しているが、その回答に対して納得がいかない場合でも、市民意見交換会やパブコメなどで意見を言える機会があり、その意見に対して市の考え方を引き出すという権利を保障している面もある。

Q： 参加手続の町内会などへの浸透はどうか。

A： 気軽な出前講座が活用されている。町内会は高齢者の参加が多く、その関心事に人気がある。意見を言う機会としては、地域懇談会や連合会長会議などがある。地域懇談会の意見には地域エゴが見られる。パブコメは氏名を記入させているが、意見を出しづらいという点があるかもしれない。市は匿名には回答していない。石狩市は匿名の意見に対してホームページで回答している。

Q： 会議を開催する場合の手法は。

A： 意見交換会は、開催案内を広報で周知するほか、関係団体にも周知している。説明会もあるが、団体向けとなっている。

Q： 議会との関係はどうか。

A： 議会には議決権としてチェック機能がある。市民研究会からの意見として、「私たちは議員に全てのことを白紙委任したわけではなく、全権委任したわけではない。その意味で市民参加が大切である」としている。

議会と市の関係では、議会答弁などで、「市は情報を出しているのか、説明責任を果たしているのか」との意見が見受けられるが、ルール条例によって手続根拠がはっきりし、議会としても市に対して指摘できる。議会にとってルール条例は、指摘、チェック出来る役割を果たしている。

基本条例は、行政と議会の関係が記載されたものが自治基本条例といわれている。議会に関する条例は栗山町で制定しているが、「議会に関することは議会が作る」という議論があり、行政が手を出しづらい面もあって、自治ではなく、行政基本条例になりがち。

基本条例は、全てが行政にお任せで、行政と議会に委任しているまち、市民がそれで良いというのであれば、条例も必要ないかもしれないが、行政の進め方に「ちょっと待った」というときのルールであり、ものを言う場、その権利が保障されている。

なお、参加手続は、職員から見れば大変な手続であり、反対意見もあった。

Q： 職員の变化はどうか。

A： 仕事が速くなった。手続を踏むため、仕事の段取りつけることが必要となった。仕事は段取り 8 割とも言われ、1 年前からスケジュール立てることが必要。このことは仕事の質を高めること、職員の質を高めることに繋がっている。職員の説明能力を高めることに力を入れている。

年度初めに市ではパブコメの一覧を公表している。3ヶ月前には手続が必要で、説明会や意見交換会の上にパブコメをしている。職員は条例違反には弱く、手続を進めている。手続を行わなかった場合も公表することになっている。

Q： 「今年の富良野版」はニセコ町と同じものだが。

A： 作成については職員提案されたもので、作成に向けて財政や広報に相談を持ちかけたが、新しい試みということもあり、当時の企画担当 4 名で試作した。300 部を作成したところ好評で、次年度から予算化されている。行政の作る予算書は分厚く分かりづらいため、市民に分かりやすいものとして、試行錯誤で 2ヶ月かけて作成した結果、行政内部にも理解された。やりたいと思ったその人間が動かなければスタートしないこともある。ニセコ町は全戸配布しているが、富良野市は 1,500 部作成し、内 1,200 部を町内会単位で配布している。

Q： 制度調査審議会の機能は。

A： 通常の審議会は個別条例に基づいて、住民の代表で構成し、個別案件について審議している。制度調査審議会の権限として、議会提案出来る審議会になっていて、委員からは厳しい意見が出される。

ルール条例の運用として、何でも手続をしている状況にあり、実際には手続不要なものも見受けられる。事例として 50 年以上経った建物を地域に移行するための廃止条例では、地域とも合意決定しているものまでパブコメ手続を行う必要があるかどうか。このような案件などを審議会で議論調整してもらっている。市民生活に密着しているものなど、手続する案件の整理や、手続の簡略化などの議論を審議会に期待している。

Q： 案件が違って手続としては同じ手間がかかっていると思うが。

A： 廃止案件など、手続する必要性をあまり感じないものまで手続している状況。いつかは手続しなければならないが、職員としては条例違反には弱い。

Q： ステップ 2、3 に向けた動きはどうか。

A： 協働ルールに向けて、職員研修や市民講演会を開催している。開催案内はラジオふらなのにも依頼している。担当が変わったこともあり、予定よりも作業は遅れ気味。市役所は、協働に関することや町内会に関するセクションが分かれている。広報の窓口とは別に、協働の窓口づくりが必要と思う。

ステップ1は行政が主導で参加づくりをしてきたが、ステップ2は行政と市民が一緒に行動することで、市民やNPOの活動が大切になる。研究会に携わった人の中には、ラジオふらなの設立、カレーのまちづくり、体育協会のNPO化など、まちづくりに積極的に関わっている人もいる。良いものを作るのは大変だが、研究会の取組みが地域の活動に波及している。

Q： ニセコ町では、まちづくりトークが当たり前のように開催され、女性の参加も多いと聞いているが。

A： 女性の意見は大切。審議会には女性の委員が少ない状況。ルール条例では、審議会の男女比率（4割）の規定や、託児所を設けること、開催日時の配慮など、参加しやすい環境づくりを規定している。議論の中には「規則に規定することで良い」との意見もあったが、取組みが形骸化しないよう条例化することに至った。

講師： 2月7日、18時から、市職員向けのセミナーを開催する。講師は札幌大学の福土教授で、ルール条例に携わっていただいた方。せっかくの機会でもあり、参加について検討されたい。

（講師退席）

岡本代表： 富良野市の参加条例の講義を受け意見交換を行ったが、感想や上富良野町の条例のあり方について、皆さんの意見を出していただきたい。

職員の意識改革に役立っているという点は良かった。

条例化する目的がはっきりしている。行政の透明性を高めること、市民の意見を反映することが言われている。

行政側で言えば、条例を盾に説明出来ることも言われていた。

苦情の整理、課題の抽出を行ってはどうか。問題があるからルールをつくることではないか。不満の解決策を議論してはどうか。

上富良野も情報の公開は進んでいると思うが、意見が出ないのは情報を知らないのか、関心が無いからなのか。意見が出ないのであれば無記名で募集してみるなど、意見が出るような行政側の取組みが足りないのではないか。

行政から見てルール条例は手間がかかると言われていた。議会にあわせた仕事をしているのが実情とも言われた。条例化して町民から意見が本当に出てくるかどうか。そのための手法をどうするか、係る経費をどうするか等、どこまで制度化していくのか。

意見の出る仕組みを考えることが必要。

行政の説明することに力点を置いていたと思う。ルールづくりは行政の都合とも取れる。

現在の問題点を洗い出すことが必要。町民に関心を持ってもらうことを考える

べき。条例をつくっていく理由も整理が必要。

他の町と比較し、上富良野の疑問を整理してはどうか。

富良野市とは、まちづくりの土壌が違うと思う。市民には文化人もいて、移入者も多く、意見は多様だと思う。

岡本代表： 皆さんの意見から、現状の問題点の洗い出しが必要と考えられ、原点に戻って上富良野のまちについて議論していくことで良いか。

2月7日のセミナーは自由参加で良いか。(案内文は各委員に配布する)

全体： 了承

2 その他

岡本代表： 次回会議は、2月2日(金) 19時から、審議室とする。

《終了》 21時20分